

新居浜工業高等専門学校点検・評価実施規則

平成13年8月29日規則第4号

最終改正 令和5年1月17日

(目的)

第1条 この規則は、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教育研究活動及び管理運営等について行う点検・評価に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(点検・評価を行う事項)

第2条 点検・評価を行う事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う機関別認証評価基準に基づく事項
- (2) 年度ごとの学校運営目標及び計画に関する事項
- (3) その他校長が必要と認めた事項

2 前項第1号の具体的な項目は、別に定める。

(点検・評価の実施体制)

第3条 点検・評価は、点検・評価運営委員会（以下「運営委員会」という。）の総括の下に実施するものとする。

2 点検・評価を実施するため、点検専門部会を置く。

(運営委員会)

第4条 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（評価担当）
- (3) 事務部長
- (4) 教務主事，学生主事及び寮務主事
- (5) 専攻科長
- (6) 各学科，数理科及び一般教養科の主任
- (7) 高度技術教育研究センター長
- (8) エンジニアリングデザイン教育センター長
- (9) 情報教育センター長
- (10) 総務課長及び学生課長

(所掌事項)

第5条 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 点検・評価の方針の策定に関すること。
- (2) 点検・評価の実施計画の決定に関すること。
- (3) 点検専門部会への点検及び評価の依頼に関すること。
- (4) 点検専門部会からの報告の取扱いに関すること。

(5) 点検・評価報告書の審議に関すること。

(6) 点検・評価結果の公表に関すること。

(運営)

第6条 校長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴することができる。

(点検専門部会)

第7条 点検専門部会は、次に掲げる委員及び本校教学IR室（以下「教学IR室」という。）で組織する。

(1) 副校長（評価担当）

(2) 教授又は准教授のうち、校長が指名した者 若干名

(3) 総務課長及び学生課長

(所掌事項)

第8条 点検専門部会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 運営委員会の付託に基づく点検及び評価の実施に関すること。

(2) 点検・評価結果のとりまとめ、報告書の作成及び運営委員会への報告に関すること。

(3) 機関別認証評価への対応及びその準備等に関すること。

(教学IR室)

第9条 教学IR室に関する事項は別に定める。

(事務)

第10条 運営委員会の事務は、総務課において処理する。

(実施事項)

第11条 この規則に定めるもののほか、点検・評価の実施に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て校長が定める。

附 則

この規則は、平成13年8月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年8月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年6月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年2月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月15日から施行する。

附 則（平成29年3月28日 一部改正）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月18日 一部改正）

この規則は、令和3年5月18日から施行する。

附 則（令和5年1月17日 一部改正）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。